① 減免の対象になるか判断します。

(令和4年度の保険料段階が第7段階の70歳Aさんの例)

・令和3年と令和4年の収入見込み額が以下のとおりとなる場合。

	令和3年収入		令和4年収入※見込み	
	収入	所得	収入	所得
年金	1,600,000円	500,000円	1,600,000円	500,000円
給与	<u>2,400,000円</u>	※1,500,000円	1,680,000円	※1,008,000円
合計	4,000,000円	※1,900,000円	3,280,000円	※1,408,000円

※減少額720,000円 (30%減少)

※所得調整控除等を実施後の金額

(減免要件)

- ・令和4年の事業収入等のいずれかの減少額が令和3年に比べて30%以上減少している
 - → 給与収入が720,000円 (30%) 減少
- ・減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計が400万円以下
 - → 減少が見込まれる給与所得以外の令和3年の所得は年金所得の50万円



減免の対象となります。

② 減免額を計算します。

【減免額の計算方法】

対象保険料額(A×B÷C) × 減免割合 = 保険料減免額

 $(76,500 \mapsto 1,500,000 \mapsto 1,900,000 \mapsto 10/10$ $60,395 \mapsto$

※減免割合は、令和3年の合計所得金額が210万超のため、10/10となる。

- (A) 減免対象期間の保険料額 76,500円
- (B) 減少が見込まれる令和3年の給与所得額 1,500,000円
- (c) 令和3年の合計所得金額 1,900,000円



Aさんの減免額は60,400円(10円未満切上)となります。